

# JA 茨城県厚生連 ハラスメント撲滅宣言

茨城県厚生連は、健全な職場環境を守るため「ハラスメントの撲滅」を組織として真剣に取り組んでいくことを宣言します。

令和4年1月1日  
茨城県厚生農業協同組合連合会  
代表理事 理事長 酒井 義法

職場におけるハラスメントは、個人の人格や尊厳を傷つける行為であり、能力の妨げにもなるため、絶対にあってはならないものです。また、職場秩序の乱れや業務に支障をきたし、社会的評価に悪影響をおよぼす問題です。当会は、ハラスメント行為を断じて許しません。

## POWER HARASSMENT

パワー・ハラスメント

### 身体的な攻撃

- ・胸倉をつかむ
- ・殴る、蹴る
- ・ものを投げつける



### 精神的な攻撃

- ・人格否定
- ・威圧的な態度
- ・悪質な悪口や陰口
- ・人前や長時間の叱責

### 過小な要求

- ・経験や能力に見合わない、程度の低い業務を延々とさせる

### 過大な要求

- ・明らかに達成不可能な業務を課す

### 人間関係からの切り離し

- ・仕事を教えない
- ・無視や仲間はずれにする



### 個の侵害

- ・個人情報を使いふらす
- ・私生活に過度な介入をする

## MATERNITY HARASSMENT

マタニティ・ハラスメント



- ・妊娠・出産したことに対する嫌がらせ
- ・制度の利用に対する嫌がらせ
- ・不当な解雇や配置転換
- ・男性の制度利用を妨害 など

## SEXUAL HARASSMENT

セクシュアル・ハラスメント



- ・不必要な身体への接触
- ・性的な冗談や噂話
- ・容姿や体型へのからかい
- ・交際・性的関係の強要 など

### ハラスメントに関する相談窓口のご案内

TEL 029-232-2279

(平日 8:30~17:00 受付)

E-mail risk@iba-kouseiren.jp

- 連絡先はハラスメント専用となっております。
- ご相談の際は、必ず所属・氏名をお伝え下さい。
- ご相談された方の情報の秘密は厳守いたします。

窓口担当: JA 茨城県厚生連 本所 リスク管理部  
〒310-0022 水戸市梅香1丁目1番4号(JA 会館 4階)